

令和8年4月27日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	中原賢智	2番	山口真哉
3番	樋渡力	4番	川口真砂雄
5番	福田克義	6番	古賀珠理
7番	山崎健	8番	毛利清彦
9番	中山稔	10番	吉原新司
11番	豊村貴司	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	朝長勇
16番	上田雄一	18番	山口昌宏
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	佐々木征夫
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	川久保和幸

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	山	崎	和
副	市長	庭	木	淳
教	育	松	尾	文
総	務	後	藤	英
総	務	山	北	謙
企	画	松	尾	謙
企	画	藤	井	喜
営	業	古	賀	龍
福	祉	馬	場	真
福	祉	田	寄	美
こ	ど	江	上	新
こ	ど	野	口	幸
ま	ち	山	口	賢
ま	ち	錦	織	修
総	務	吉	野	香
企	画	古	田	秀
財	政	北	川	祐
会	計	田	中	健
選	挙	楠	原	健
監	査	松	尾	司
農	業	馬	場	隆

議 事 日 程 第 3 号

4月27日（月）10時開議

日程第1	第33号議案	専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第2	第34号議案	専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） （質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第3	第35号議案	財産の取得について （質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第4	第36号議案	監査委員の選任について （質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	閉会中継続調査の申し出について（各委員会調査事件）	（議決）

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第36号議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めてまいります。

日程第1 第33号議案

日程第1. 第33号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。山北総務部理事

○山北総務部理事〔登壇〕

おはようございます。第33号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。議案書の5ページからでございます。

本件につきましては、令和8年度の税制改正大綱を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が第221回特別国会において可決成立し、令和8年法律第2号として令和8年3月31日公布、4月1日に施行されております。

この税制改正に伴い、武雄市税条例の改正が必要なものにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日専決処分をさせていただきましたので、これを御報告し、御承認をお願いするものであります。

主な改正内容について概要を説明させていただきます。

軽自動車税では、令和8年3月末をもって環境性能割が廃止され、あわせて種別割が軽自動車税と変更されたことに伴う関連条文の整備と、軽自動車税のグリーン化特例のうち、おおむね75%軽減分について適用期限を2年間延長する規定の整備を行っております。

個人市民税では、特定大口株主配当の特定配当等への追加に伴う所得割の課税標準を算定する規定の改正、肉用牛の売却所得に係る課税の特例及び優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の期間を延長する規定の整備のほか、法附則の削除に伴う項番号のずれ等の整備を行っております。

固定資産税では、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などに係る課税標準の特例措置につきまして対象施設が拡充されたことに伴い、新たに規定を追加しております。

以上で第 33 号議案について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第 33 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 33 号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 33 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2 第 34 号議案

日程第 2. 第 34 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。馬場福祉部長

○馬場福祉部長〔登壇〕

おはようございます。第 34 号議案 専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。議案書の 46 ページからになります。

本議案につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、3 月 31 日付で武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、その内容を報告し、御承認をお願いするものです。

今回の改正につきましては、国民健康保険税に新たに子ども・子育て支援納付金課税額の新設と、課税限度額の引上げ及び軽減措置の拡充の3点の改正を行ったものです。

まず、1点目の子ども・子育て支援納付金課税額の新設につきましては、基礎分、後期高齢者支援分、介護分と同様に所得割、均等割、平等割で構成されますが、加入者一人ひとりにかかる均等割につきましては、18歳未満の被保険者の均等割が全額軽減されますので、その軽減分を18歳以上の加入者で負担する18歳以上の均等割が別途設定されます。

県より示された標準税率を基に、所得割額を0.25%、均等割額を被保険者1人につき1,000円、18歳以上被保険者均等割額を1人につき100円、世帯別平等割額を1世帯当たり700円とするものです。子ども・子育て支援納付金につきましては、国保加入の全ての世帯が対象となります。

次に、2点目の課税限度額の引上げにつきましては、基礎課税額の限度額をこれまでの66万円から67万円に引き上げ、また、今回新設される子ども・子育て支援納付金課税額は3万円の限度額を設けるものです。

後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額につきましては限度額が据え置かれますので、4つの課税限度額を合計いたしますと、改正前の109万円から113万円となり、4万円の引上げとなります。

3点目の軽減措置の拡充につきましては、国民健康保険税の5割軽減の対象となります所得基準をこれまでの30万5,000円から31万円に、2割軽減の対象となります所得基準を56万円から57万円にそれぞれ引き上げ、軽減措置の対象を拡充するものです。

改正の施行期日につきましては、本年4月1日としております。

以上で第34号議案の補足説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第34号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第34号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 34 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3 第 35 号議案

日程第 3. 第 35 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。江上こども教育部長

○江上こども教育部長〔登壇〕

おはようございます。第 35 号議案 財産の取得について、補足説明をいたします。議案書 67 ページを御覧ください。

本議案は、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決をお願いするものです。

G I G A スクール構想第 2 期に係る学習系端末の更新に伴いまして、3 月に議決いただきました令和 8 年度予算の国庫補助金及び起債等を活用し、学習系端末、児童生徒用、指導者用、合わせて 4.626 台を取得することとしております。

取得の価格は 2 億 7,987 万 3,000 円で、国が示すガイドラインに準じ、G I G A スクール構想第 2 期を見据えた学習用端末に係る共同調達を県内 4 市 5 町とともに佐賀県教育委員会事務局へ委任し、当該プロポーザル審査会において決定された株式会社学映システム武雄支店を取得の相手方として、本年 4 月 3 日付で仮契約を締結いたしております。

議案資料 2 ページから物品売買仮契約書の写し、それから、6 ページからは契約仕様書を添付しておりますので御参照ください。

以上で第 35 号議案の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

第 35 号議案について質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 35 号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 35 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 第 36 号議案

日程第 4. 第 36 号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案の審議に際し、地方自治法第 117 条の規定により、9 番中山議員の退席を求めます。

〔中山議員退席〕

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。第 36 号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

任期の満了と、さきの市議会議員選挙の執行により、新たに中山稔議員に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

なお、中山議員の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉川里己君）

第 36 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 36 号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 36 号議案を採決いたします。

第 36 号議案 監査委員の選任について同意を求める件について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 36 号議案、すなわち中山稔君を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

議員の除斥を解きます。

〔中山議員戻席〕

日程第 5 閉会中継続調査の申し出について

日程第 5. 閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年 4 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 10時13分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議 長 吉 川 里 己

〃 副 議 長 松 尾 初 秋

〃 臨 時 議 長 山 口 昌 宏

〃 議 員 中 原 賢 智

〃 議 員 川 口 真 砂 雄

〃 議 員 山 崎 健

会 議 録 調 製 者 佐々木 征 夫